

奈良市公報

号外第2号

平成23年 2月10日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… 2

規 則

- 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則… 6
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則… 6

告 示

- 放置自転車等の保管…………… 7
- 道路の区域変更…………… 7
- 道路の供用開始…………… 7
- 道路の位置指定…………… 7
- 平成22年度被表彰者の氏名等…………… 8
- 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定…………… 9
- 住民票の職権消除…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 一般競争入札の実施…………… 10
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 11
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 11
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 11
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 11
- 議会定例会の招集…………… 12
- 一般競争入札の実施…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 13
- 道路の位置指定…………… 14
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 14
- 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧（3件）…………… 14

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 15
- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程…………… 15

教 育 委 員 会

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（2件）…………… 19

選挙管理委員会

- 奈良市の投票区についての一部改正…………… 20

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 20

条 例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第46号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

（奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「100分の150」とあるのは「100分の165」を「100分の135」とあるのは「100分の150」に改める。

(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）第6条

(2) 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）第5条

(3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）第5条

(4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）第6条

第4条 次に掲げる条例の規定中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」を「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」に改め

る。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第6条
 - (2) 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例第5条
 - (3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第5条
 - (4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第6条
- 附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年11月30日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第47号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「第24条の3まで」の次に「及び附則第18項第3号」を加え、同条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に改め、同条第4項中「死亡した日現在」の次に「。附則第18項第3号において同じ。」を加える。

第25条第1項中「この条」の次に「及び附則第18項第4号」を加え、同条第2項第1号中「次項」の次に「及び附則第18項第4号」を加え、「100分の70」を「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の65」に改め、同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の30」に改める。

附則第13項中「以下」を「次項において」に改める。

附則第17項中「職員の給料月額」の次に「(次項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額)」を、「給料表の額」の次に「(次項に規定する特定職員について第16条第2項及び第3項、第20条、第24条第4項及び第5項(第25条第4項において準用する場合を含む。)並びに第25条第3項の規定を適用する場合には、次項第1号の規定により計算した額)」を加える。

附則第18項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(55歳を超える職員の給料月額の特例)」を付し、同項を次のように改める。

18 当分の間、55歳を超える職員で職務の級が6級以上の職員(再任用職員を除く。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日

後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員になった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第20項及び第21項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第20項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第24条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額(同項に規定する市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第25条第4項において準用

する第24条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第21項において「勤労手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第24条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第21項において「勤労手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額

(5) 第28条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第28条第1項 前各号に定める額

イ 第28条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第28条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第28条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

附則に次の3項を加える。

19 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

20 附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第10条及び第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤労手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤労手当減額基礎額に100分の65を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100

	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300	
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100		
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900		
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700		
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500		
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200			
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000			
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800			
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400			
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200			
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000			
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800			
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400			
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200			
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000			
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800			
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400			
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200			
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000			
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800			
	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400			
再任用 職員 以外の 職員	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000				
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700				
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400				
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900				
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500				
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200				
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900				
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400				
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100				
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800				
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500				

	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000				
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700				
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400				
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100				
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600				
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000					
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700					
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400					
	81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900					
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600					
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300					
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000					
	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500					
	86	239,700	295,700	344,500	385,700						
	87	240,400	296,100	345,000	386,300						
	88	241,100	296,500	345,500	386,900						
	89	241,900	296,800	345,900	387,600						
	90	242,400	297,200	346,400	388,200						
	91	242,900	297,600	346,900	388,800						
	92	243,400	298,000	347,400	389,400						
	93	243,700	298,200	347,700	390,100						
	94		298,600	348,200							
	95		299,000	348,700							
	96		299,400	349,200							
	97		299,600	349,500							
	98		300,000	350,000							
	99		300,400	350,500							
	100		300,800	351,000							
	101		301,000	351,300							
	102		301,400	351,700							
	103		301,800	352,100							
	104		302,200	352,500							
	105		302,400	353,000							
	106		302,800	353,400							
	107		303,200	353,800							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200	355,100							
	111		304,600	355,500							
	112		305,000	355,900							
	113		305,200	356,400							
	114		305,600								
	115		306,000								
	116		306,400								
	117		306,600								
	118		306,900								
	119		307,200								
	120		307,500								
	121		307,900								
	122		308,200								
	123		308,500								
	124		308,800								
	125		309,200								
再任用 職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、

「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第25条第2項第1号中「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の30」を「100分の32.5」に改める。

附則第21項中「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「平成21年奈良市条例第49号」の次に「。以下「平成21年改正条例」という。」を加え、「100分の99.76」を「次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、「相当する額」の次に「(給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成21年改正条例附則第8項に掲げる職員であった者(次号において「平成21年度減額改定対象職員」という。) 100分の99.59
- (2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員 100分の99.83

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。
(委任)
- 2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)
- 3 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第7項中「(次条から附則第5条までの規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

第3条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第20条」とあるのは、「附則第20項」とする。

附則第4条及び第5条を削り、附則第6条を附則第4条とする。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良

市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

- 3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第12条の規定の適用については、同項中「第20条」とあるのは、「附則第20項」とする。

(平成22年11月30日揭示済)

規 則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第87号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則(昭和62年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1Dの項中「であつて、その所得税の額が8,400円までの世帯」を削り、同表備考2中「のD階層における「所得税の額」とは」を「において所得税の額は」に、「計算された所得税の額をいう」を「計算するものとする」に改め、「、所得税額を計算する場合には」を削り、同表備考2の(2)中「第41条の19の2第1項」の次に「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」を加える。

別表第2備考2の(2)中「第41条の19の2第1項」の次に「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年11月22日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第88号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則
給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(55歳を超える職員の管理職手当の支給の特例)

- 10 当分の間、特定職員(条例附則第18項に規定する特定

職員をいう。以下この項において同じ。) に対する管理職手当の支給に当たっては、第23条の規定にかかわらず、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日以後に特定職員になった場合にあつては、特定職員となつた日)以後、別表第1イ欄に掲げる管理職手当の額から、当該特定職員の管理職手当の額に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減ずる。

附 則

この規則は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

(平成22年11月30日揭示済)

告 示

奈良市告示第559号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年11月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年11月16日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年11月16日揭示済)

奈良市告示第560号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年11月17日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区 間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備 考
1	登美ヶ丘中町線	鶴舞東町3172番4地先から	前	16.1~17.80	557.70	
		鶴舞西町3142番18地先まで	後	17.00~18.7	557.70	

(平成22年11月17日揭示済)

奈良市告示第561号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成22年11月17日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年11月17日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備 考(m)
1	登美ヶ丘中町線	鶴舞東町3172番4地先から	鶴舞西町3142番18地先まで	L=557.5 W=17.00~18.70

(平成22年11月17日揭示済)

奈良市告示第562号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築

基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成22年11月17日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市中山町1523番の1
申請者氏名	ハウスバンク株式会社 代表取締役 金上 勉
道路の位置	奈良市二条町一丁目35番1及び35番4の各一部
道路の幅員	最大4.0m 最小4.0m
道路の延長	26.248m
指定年月日	平成22年11月17日
指定番号	第22008号

(平成22年11月17日揭示済)

奈良市告示第563号

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の規定に基づき平成22年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成22年11月17日

奈良市長 仲川 元庸

有功特別表彰の部（3名）

氏名	住所	事績
岡田 佐代子	古市町	条例第3条第2項
山口 誠	疋田町二丁目	条例第3条第2項
上原 雋	大宮町三丁目	条例第3条第2項

有功表彰の部（15名、内1名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
北村 拓哉	青山三丁目	条例第3条第1項第2号
浅川 仁	五条三丁目	条例第3条第1項第2号
三浦 教次	左京一丁目	条例第3条第1項第2号
中西 吉日出	杏町	条例第3条第1項第2号
井上 昌弘	恋の窪三丁目	条例第3条第1項第2号
萩原 征二	南京終町四丁目	条例第3条第1項第4号
中島 信男	大安寺五丁目	条例第3条第1項第4号
水谷 登美子	法蓮町	条例第3条第1項第4号
新司 正人	右京四丁目	条例第3条第1項第5号
東 祥郎	鶴福院町	条例第3条第1項第6号
丸野 親章	紀寺町	条例第3条第1項第6号
入江 修而	高畑町	条例第3条第1項第6号
塚本 武利	法華寺町	条例第3条第1項第6号
白井 有一	北永井町	条例第3条第1項第6号

功労表彰の部（62名、内7名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
天 野 明	西大寺竜王町一丁目	条例第4条第1項第1号
城 田 全 康	佐紀町	条例第4条第1項第1号
芳 村 政 孝	尼辻北町	条例第4条第1項第1号
鍛 冶 佳 広	雑司町	条例第4条第1項第1号
西 村 正 克	朱雀五丁目	条例第4条第1項第1号
吉 村 素 直	中町	条例第4条第1項第1号
今 西 泰 宏	上三条町	条例第4条第1項第1号
須 蒲 孝	広岡町	条例第4条第1項第3号
池 尻 三樹夫	芝突抜町	条例第4条第1項第3号
今 西 義 明	大宮町四丁目	条例第4条第1項第3号
石 田 文 宏	芝辻町一丁目	条例第4条第1項第3号
森 本 正 美	八条一丁目	条例第4条第1項第3号
梅 林 聰 介	恋の窪二丁目	条例第4条第1項第3号
山 口 清 和	神殿町	条例第4条第1項第3号
坊 正 弘	大慈仙町	条例第4条第1項第4号
宮 本 欣 哉	北市町	条例第4条第1項第4号
赤 坂 幸 子	三条添川町	条例第4条第1項第4号
梅 木 宣 子	漢国町	条例第4条第1項第4号
富 岡 才 晏	法蓮町	条例第4条第1項第4号
中 田 亮	桂木町	条例第4条第1項第4号
小 川 一 人	西千代ヶ丘一丁目	条例第4条第1項第4号
奥 田 益 三	西ノ京町	条例第4条第1項第4号
秋 吉 美由紀	法華寺町	条例第4条第1項第4号
石 橋 睦 仁	神功六丁目	条例第4条第1項第4号
北 神 敬 司	北登美ヶ丘四丁目	条例第4条第1項第4号
城 戸 光	学園緑ヶ丘一丁目	条例第4条第1項第4号
國 分 清 和	学園北一丁目	条例第4条第1項第4号
清 水 豊 信	疋田町五丁目	条例第4条第1項第4号
武 田 桂 子	法華寺町	条例第4条第1項第4号
竹 本 良 子	大和郡山市	条例第4条第1項第4号
西 窪 昌 代	南城戸町	条例第4条第1項第4号
原 眞起子	北葛城郡河合町	条例第4条第1項第4号
松 村 清 子	水門町	条例第4条第1項第4号
山 崎 悦 子	大和郡山市	条例第4条第1項第4号

柳谷勝美	香芝市	条例第4条第1項第4号
中尾義永	日笠町	条例第4条第1項第5号
田村英樹	押熊町	条例第4条第1項第5号
向出智	水間町	条例第4条第1項第5号
廣芝俊樹	狭川両町	条例第4条第1項第5号
南井正幸	白毫寺町	条例第4条第1項第5号
中西伸治	疋田町一丁目	条例第4条第1項第5号
大西利夫	川上町	条例第4条第1項第5号
小南元久	登美ヶ丘五丁目	条例第4条第1項第5号
米田守一	大安寺七丁目	条例第4条第1項第5号
辻田浩之	東九条町	条例第4条第1項第5号
虎杖徳明	出屋敷町	条例第4条第1項第5号
柴田徹	佐保台三丁目	条例第4条第1項第6号
小嶋興二	相楽郡精華町	条例第4条第1項第6号
田中幸博	中登美ヶ丘二丁目	条例第4条第1項第6号
下野棟弘	三碓一丁目	条例第4条第1項第6号
長岡知之	あやめ池南五丁目	条例第4条第1項第6号
弓場朗	内侍原町	条例第4条第1項第6号
中岡武子	六条西一丁目	条例第4条第1項第6号
北岡明	西木辻町	条例第4条第1項第6号
中尾眞澄	左京四丁目	条例第4条第1項第6号

スギ薬局高の原店	プリベイル株式会社 代表取締役 杉村好唯	山崎浩誠	奈良市右京一丁目3番地の4 サントウンプラザすずらん館2階
----------	----------------------------	------	----------------------------------

(平成22年11月17日揭示済)

奈良市告示第565号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成22年11月17日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成22年11月17日揭示済)

奈良市告示第566号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年11月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年11月18日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年11月18日揭示済)

奈良市告示第567号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

善行表彰の部（6名、内3名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
川村邦夫	富雄北三丁目	条例第5条第1項第1号
米澤榮美子	川之上町	条例第5条第1項第1号
岩本潤三	右京四丁目	条例第5条第1項第1号

(平成22年11月17日揭示済)

奈良市告示第564号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成22年11月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成22年11月17日

奈良市長 仲川元庸

医療機関名	開設者氏名	薬剤師氏名	所在地
アオキ薬局	青木 泰子	青木 泰子	奈良市あやめ池南一丁目3番21号

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年11月18日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成22年3月11日 奈良市指令都整開 第09A-40号

平成22年10月27日 奈良市指令都整開 第09A-40-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成22年11月18日 第1239号

公共施設 平成22年11月18日 第552号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市山陵町967番1、969番1、970番1及び975番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

滋賀県守山市梅田町15番9号

橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本達雄

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市山陵町967番1の一部、969番1の一部、970番1の一部及び975番3

(2) 下水道

奈良市山陵町967番1の一部、969番1の一部及び970番1の一部

(平成22年11月18日揭示済)

奈良市告示第568号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成22年11月19日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	平成23年奈良市成人式舞台設営等業務
業務内容	詳細は、別紙「平成23年奈良市成人式舞台設営等業務仕様書」のとおり。
業務期間	平成23年1月9日(日)から平成23年1月10日(月)まで
業務場所	奈良市中央体育館
業務規模	参加人員 約3,000人

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成22年度において本市の物品購入等指名競争入札参加資格者であること。

- (3) 本市に営業所を有すること。

- (4) 過去5年以内において、地方公共団体・特殊法人・国の出先機関の発注業務において、本入札の業務と同種・類似業務の受託実績(平成17年4月1日から平成22年3月31日の間に完了した業務)を有する事業者であること。

- (5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成22年11月19日(金)から平成22年12月1日(水)まで(土曜日・日曜日・国民の祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 場所 奈良市 市民活動部 生涯学習課

(奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階)

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

- (1) 日時 平成22年11月19日(金)から平成22年12月1日(水)まで(土曜日・日曜日・国民の祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 申請方法 直接持参又は送付

- (3) 受付場所 奈良市 市民活動部 生涯学習課

(奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階)

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成22年12月10日(金) 午前9時30分から

- (2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札

- (3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 (2) 郵便、電報又はFAX等による入札
 (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
 (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
 (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 (6) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札
 (7) 入札金額を訂正した入札
 (8) その他入札に関する条件に違反した入札

7 入札に関する注意事項

- (1) 奈良市契約規則第4条第2項を満たす場合、入札保証金は免除される。

- (2) 入札の方法は、持参入札とする。

- (3) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。
 (4) 入札会場への入札は、入札者又は代理人のみとする。
 (5) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出すること。
 (6) 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認められるときは、執行をとりやめる。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
 (7) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 (8) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は延期をすることがある。
 (9) 再度入札を2回行う。
 (10) 入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする。

8 その他

- (1) その他の詳細は、募集要項によります。
 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 (3) 問い合わせ先
 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市 市民活動部 生涯学習課
 電話 0742-34-5366

(平成22年11月19日揭示済)

奈良市告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年11月19日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人奈良愛心会 京終クリニック	奈良県奈良市南京終町19-1	平成22年10月31日
医療法人奈良愛心会 京終クリニック	奈良県奈良市南京終町19-1	平成22年10月31日
クローバー小児歯科	奈良県奈良市富雄川西二丁目8-12	平成22年10月31日

(平成22年11月19日揭示済)

奈良市告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年11月19日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人よつば会 クローバー小児歯科	奈良県奈良市富雄川西二丁目8-12	平成22年11月1日

(平成22年11月19日揭示済)

奈良市告示第571号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年11月19日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成22年11月1日
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社ケアプラス奈良居宅支援事業所	奈良県奈良市杉ヶ町35-2中田ビル201	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成22年11月1日
株式会社ケアプラス	京都府京都市下京区中金仏町215ヴィルヌーブ堀川五条303		

(平成22年11月19日揭示済)

奈良市告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年11月19日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
京終クリニック	奈良県奈良市南京終町19-1	居宅 通所リハビリテーション 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防 通所リハビリテーション	平成22年10月31日 平成22年10月31日 平成22年10月31日
医療法人奈良愛心会	奈良県奈良市南京終町19-1		

(平成22年11月19日揭示済)

奈良市告示第573号

平成22年11月29日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成22年11月22日

奈良市長 仲川 元庸

(平成22年11月22日揭示済)

奈良市告示第574号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年11月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	戸籍電算化システム導入業務
業務内容	①データセットアップ業務 奈良市が所管する戸籍・附票、除籍・改製原戸籍、平成改製原戸籍・改製原附票等のデータセットアップ等 ②戸籍電算化システム構築業務 ソフトウェアの導入及びそのインストール等の設定作業 セットアップデータのインストール作業 稼働前の職員研修等 詳細は、「奈良市戸籍電算化システム導入業務仕様書」のとおり
委託期間	契約締結日から平成25年3月31日まで
契約形式	委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) これまで他の自治体において戸籍電算化システムの

導入又は戸籍電算化システムのデータセットアップを行った実績を有する事業者であること。（戸籍電算化システム業者等からデータセットアップを再委託され実施した場合も含む。）

なお、本業務の一部を再委託する場合、入札参加申請時に併せて「再委託申出書（様式第2号）」を提出し、承認を得ること。

全ての業務を再委託することは不可とし、参加事業者が戸籍電算化システムの導入又はセットアップ業務の主たる事業者とし業務の一部を再委託する場合のみ可とする。

- (3) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) プライバシーマーク若しくはISMSの付与認定を受けていること、又は「個人情報保護計画書」、「個人情報保護規程」等が作成され、事業者の組織としての個人情報保護体制が整備されていること。

3 募集要項等を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成22年11月25日（木）から平成22年12月22日（水）まで
日曜日、土曜日、国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 奈良市市民生活部市民課
(奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 東棟1階)

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

- (1) 日時 平成22年11月25日（木）から平成22年12月22日（水）まで
日曜日、土曜日、国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法 直接持参又は送付
送付の場合は、平成22年12月22日（水）必着

(3) 提出場所 奈良市市民生活部市民課 (担当:戸籍係)
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 東棟1階

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成23年1月12日(水) 午後2時
- (2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室

6 入札条件

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 入札の方法は、持参入札とする。
- (3) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。
- (4) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。
- (5) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出すること。
- (6) 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取り止める。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
- (7) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回することができない。
- (8) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがある。
- (9) 入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする。
- (10) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。契約希望金額は、事業に係るすべての費用を含むものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。

7 落札者の決定

- (1) 入札者中、予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定します。
- (3) 開札した場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記8の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

なお、入札は再入札と合わせて2回までとし、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1

項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った競争加入者と交渉を行うことがある。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

9 その他

- (1) 入札者は、入札実施要領及び「奈良市戸籍電算化システム導入業務仕様書」を熟読のうえ入札すること。
- (2) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (6) 提出期限以降における提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、これに応じること。
- (8) 全ての提出書類は、返却しない。
- (9) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年奈良市条例第29号)第2条に定める契約については、議会の議決を得たときに本契約となります。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、本市は一切の責任を負わない。
- (10) その他の詳細は、入札実施要領によります。
- (11) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)によります。

(12) 問合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民生活部市民課

(平成22年11月25日揭示済)

奈良市告示第575号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年11月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年11月25日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年11月25日揭示済)

奈良市告示第576号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成22年11月29日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市六条二丁目6番20号
申請者氏名	井岡 良文
道路の位置	奈良市五条三丁目903番1の一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	8.88m
指定年月日	平成22年11月29日
指定番号	第22010号

(平成22年11月29日揭示済)

奈良市告示第577号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年11月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年11月26日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年11月29日揭示済)

奈良市告示第578号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年11月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年11月29日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年11月29日揭示済)

奈良市告示第579号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和61年奈良市条例第35号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成22年11月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
二名三丁目地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市二名三丁目の一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約3.7ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成22年12月1日から同年12月15日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成22年12月22日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成22年11月30日揭示済)

奈良市告示第580号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成22年11月30日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
秋篠町地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市秋篠町の一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約1.3ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成22年12月1日から同年12月15日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成22年12月22日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成22年11月30日揭示済)

奈良市告示第581号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成22年11月30日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
赤膚町地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市赤膚町の一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約2.6ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号

- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成22年12月1日から同年12月15日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成22年12月22日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成22年11月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第46号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年11月29日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
有限会社山崎住設	取締役 山崎 順一	奈良市川之上突 抜北方町1番	平成22年 11月25日
株式会社ヨシムラエアサブライ	代表取締役 吉村 雅史	奈良県橿原市曾 我町809番地の 2	平成22年 11月25日

(平成22年11月29日揭示済)

奈良市水道局管理規程第15号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年11月30日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程
(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第1条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「第31条の3まで」の次に「及び附則第13項第3号」を加え、同条第3項中「死亡した日現在」の次に「。附則第13項第3号において同じ。」を加える。

第32条第1項中「この条」の次に「及び附則第13項第4号」を加え、同条第3項中「死亡した日現在」の次に「。附則第13項第4号において同じ。」を加える。

附則第12項中「職員の給料月額」の次に「(次項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額)」を、「給料表の額」の次に「(次項に規定する特定職員について第12条の2第1項、第28条、第31条第3項及び第4項(第32条第4項において準用する場合を含む。)並びに第32条第3項の規定を適用する場合においては、次項第1号の規定により計算した額)」を加える。

第35条中「第5条、第6条、第8条」を「第5条から第7条まで」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(55歳を超える職員の給料月額の特例)

13 当分の間、55歳を超える職員で職務の級が6級以上の職員(再任用職員を除く。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員になった場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第15項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の額に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第6の職員欄に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同欄に掲げる職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額(別表第4のア欄に掲げる職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額に同表のエ欄に掲げる期末手当の管理職加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第31条第2項に規定する管理者が経営の状況その他の事情を考慮してその都度定める割合(以下この号において「期末手当率割合」という。)を乗じて得た額

に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第6の職員欄に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同欄に掲げる職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同表のエ欄に掲げる期末手当の管理職加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期末手当率割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第6の職員欄に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同欄に掲げる職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額(別表第4のア欄に掲げる職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額に同表のエ欄に掲げる期末手当の管理職加算割合を乗じて得た額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第32条第2項に規定する管理者がその者の勤務成績及び在職期間並びに経営の状況その他の事情を考慮してその都度定める割合(以下この号において「勤勉手当率割合」という。)を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別表第6の職員欄に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同欄に掲げる職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同表のエ欄に掲げる期末手当の管理職加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る勤勉手当率割合を乗じて得た額)
- (6) 第34条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第34条第1項 前各号に定める額
 - イ 第34条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第34条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与

- に係る割合を乗じて得た額
 エ 第34条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- 14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 15 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第6条、第23条、第25条及び第27条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第28条別表第1（第2条関係）

の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

別表第1を次のように改める。

給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	

	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
再任用職員以外の職員	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400					
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900					
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600					
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300					
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000					
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500					
86	239,700	295,700	344,500	385,700						
87	240,400	296,100	345,000	386,300						
88	241,100	296,500	345,500	386,900						
89	241,900	296,800	345,900	387,600						
90	242,400	297,200	346,400	388,200						
91	242,900	297,600	346,900	388,800						
92	243,400	298,000	347,400	389,400						
93	243,700	298,200	347,700	390,100						
94		298,600	348,200							
95		299,000	348,700							
96		299,400	349,200							
97		299,600	349,500							
98		300,000	350,000							
99		300,400	350,500							

	100		300,800	351,000							
	101		301,000	351,300							
	102		301,400	351,700							
	103		301,800	352,100							
	104		302,200	352,500							
	105		302,400	353,000							
	106		302,800	353,400							
	107		303,200	353,800							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200	355,100							
	111		304,600	355,500							
	112		305,000	355,900							
	113		305,200	356,400							
	114		305,600								
	115		306,000								
	116		306,400								
	117		306,600								
	118		306,900								
	119		307,200								
	120		307,500								
	121		307,900								
	122		308,200								
	123		308,500								
	124		308,800								
	125		309,200								
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000

(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

(平成22年11月30日揭示済)

第2条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程(平成18年奈良市水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「平成21年奈良市水道局管理規程第10号」の次に「。以下「平成21年改正規程」という。」を加え、「100分の99.76」を「次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、「相当する額」の次に「(給与規程附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成21年改正規程附則第8項に掲げる職員であった者(次号において「平成21年度減額改定対象職員」という。) 100分の99.59
- (2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員 100分の99.83

附則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

(委任)

2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

教育委員会

奈良市教育委員会告示第19号

奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)第25条の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めたので、奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成14年奈良市教育委員会規則第5号)においてその例によることとされる奈良市個人情報保護条例施行規則(平成21年奈良市規則第79号)第17条の規定に基づき告示します。

なお、平成16年奈良市教育委員会告示第14号は、廃止します。

平成22年11月19日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

試験等の名称	奈良市立中学校における奈良県立高等学校入学選抜実施要項による学習成績一覧表の「各教科の学習成績」
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容	奈良市立中学校における奈良県立高等学校入学選抜実施要項による学習成績一覧表の「各教科の学習成績」

開示する期間	学習成績一覧表を奈良県教育委員会へ提出した日の翌日から当該年度の3月24日まで
開示する場所	本人が在籍している市立中学校

(平成22年11月19日揭示済)

奈良市教育委員会告示第20号

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第25条の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めたので、奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年奈良市教育委員会規則第5号）においてその例によることとされる奈良市個人情報保護条例施行規則（平成21年奈良市規則第79号）第17条の規定に基づき告示します。

なお、平成15年奈良市教育委員会告示第2号は、廃止します。

平成22年11月19日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

試験等の名称	奈良市立一条高等学校入学者選抜
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容	各選抜における検査別得点（学力検査については教科別得点）及び合計点
開示する期間	一般選抜の合格発表日の翌日から1箇月間（第2次募集による選抜を実施した場合は、第2次募集による選抜の学力検査日及びその前日を除く。）
開示する場所	一条高等学校

(平成22年11月19日揭示済)

選挙管理委員会**奈良市選挙管理委員会告示第50号**

奈良市の投票区について（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正し、平成22年11月18日から施行します。

平成22年11月18日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

第29投票区の項中「2,460番地」の次に「。ただし、2,460番地の41から2,460番地の55までを除く。」を加える。

第66投票区の項中「2,460番地を除く。」を「第29投票区に属する区域を除く。」に改める。

(平成22年11月18日揭示済)

農業委員会**奈良市農業委員会告示第24号**

奈良市農業委員会平成22年12月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成22年11月30日

奈良市農業委員会
農地部長 萩原 征二

- 日時
平成22年12月7日（火） 午前9時30分
- 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 審議案件
 - 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条第1号に該当する転用の届出について
 - 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - 水田利用転換届出について
 - 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - 知事許可について（11月許可分）
 - 非農地証明について（11月分）

(平成22年11月30日揭示済)